

住民課からのお知らせ

後期高齢者医療制度からのお知らせ

新しい保険証は
うすいオレンジ色です



保険証について

平成28年7月31日の有効期限満了に伴い、保険証を更新します。

新しい保険証は、7月初旬ごろから順次、簡易書留郵便にて送付いたします。

- ※ 保険証はお手元に届き次第ご使用いただけます。現在お持ちの保険証については、ご自身で処分するが役場にご返却ください。
- ※ 保険料の納付が滞っている場合、保険証の送付を一時保留させていただき、納付できない事由について聞かせていただきます。状況によっては短期保険証や資格証明書を交付します。

保険料について

①納期・期割り

○特別徴収（年金天引き）

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

○普通徴収（口座振替・納付書による納付）

- ※ 保険料の決定通知・納付書は7月中旬に送付いたします。

本徴収								
7月 (1期)	8月 (2期)	9月 (3期)	10月 (4期)	11月 (5期)	12月 (6期)	1月 (7期)	2月 (8期)	3月 (9期)

- 平成28年7月の本算定により特別徴収の対象となった場合は、年金天引きの調整のため、7月、8月、9月の3期が普通徴収（納付書・口座振替）となり10月より年金天引きとなりますのでご了承ください。

- ※ 本算定（7月初め）以降、所得更正があった場合は、保険料の増額分を併徴（特別徴収・普通徴収両方）で納めていただきます。

本徴収（普通徴収）			本徴収（特別徴収）		
7月 (1期)	8月 (2期)	9月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

②保険料の納め方

○特別徴収（年金天引き）

要件に該当される方は自動的に特別徴収（年金天引き）になります。（届け出は不要です。）

- ※ 特別徴収となるかどうかは日本年金機構等の判断となります。制度改正による保険料の減額等が生じた場合、納付書による普通徴収に変更となる場合があります。

○普通徴収（納付書または口座振替）

納付書で期限内に納めていただきます。

口座振替をご希望の方は、金融機関で手続きをしてください。

- ※ 口座振替の手続きをされている方について、「納付方法変更申出書」(役場へ申請)がなければ、年金天引きの対象者となった場合、特別徴収になる可能性があります。

- ※ 特別徴収からの変更には、事務手続きに2か月程度要します。変更を希望される方は、早めの手続きをお願いいたします。

◇お問い合わせ先◇ 串本町役場 住民課 後期高齢者医療係 Tel 0735-62-0561



福祉課からのお知らせ

平成28年8月より 介護保険の食費・部屋代の負担軽減を見直します！

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用したときの食費・部屋代については、低所得者の方を対象に負担軽減を行っています。

自宅暮らしの方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性を更に高めるため、介護保険制度の改正により、食費・部屋代の負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、**非課税年金（遺族年金・障害年金）収入も含めるようになりました。**

このことにより、現在、利用者負担段階が第2段階に認定されている方で非課税年金を受給されている方は、第3段階になり、これまでよりも食費と部屋代の自己負担額が大きくなる場合があります。

■利用者負担段階の区分（平成28年8月以降）

利用者負担段階	対象者	
第1段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が町民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	本人の預貯金等が1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）
第2段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が町民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額 の合計が年間80万円以下の方	
第3段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が町民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額 の合計が年間80万円を超える方	

■利用者負担段階に応じた食費・部屋代の1日あたり自己負担限度額

利用者負担段階	部屋代（居住費）					食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健等）	多床室	
第1段階	820円	490円	320円	490円	0円	300円
第2段階	820円	490円	420円	490円	370円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円

- ※ 負担限度額認定を受けるには申請が必要です。

- ※ 現在認定を受けている方で、8月以降も引き続き認定を受けるためには申請が必要です。お忘れのないようご注意ください。



◇お問い合わせ先◇

串本町役場 福祉課 介護保険係
Tel 0735-62-0562